

第 7 3 1 回教育委員会会議録

平成 2 5 年 4 月 2 3 日、御殿場市教育委員会 4 月定例会を御殿場市役所第 5 会議室に招集する。

1. 出席した委員

1 番委員 嶋 田 征 子	2 番委員 岩 瀬 こずえ
3 番委員 小見山 司 朗	4 番委員 稲 葉 宏 道
5 番委員 勝 又 将 雄	

2. 番外に出席した者

教育部長	教育総務課長
教育総務課技監	学校教育課長
学校教育課副参事	社会教育課長
学校給食課長	
教育委員会事務局職員	教育総務課副参事
	教育総務課主事

教育委員長	ご苦労さまでございます。本日は、委員全員の出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。
教育委員長	ただ今から、御殿場市教育委員会 4 月定例会を開会いたします。
開 会 午後 1 時 3 0 分	
教育委員長	本日の委員会は、お手元に配布しております日程により進行いたしますのでご了承願います。
教育委員長	それでは会議録署名人の指名を行います。 委員長の指名により決定することにご異議ございませんか。
(異 議 な し)	
教育委員長	ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。 2 番岩瀬委員と 4 番稲葉委員にお願いいたします。 次に会期であります、本日 1 日間といたします。
教育委員長	それでは、議事に入ります。それでは最初に御教議第 1 0 号「平成 2 5 年度教育施策について」を議題といたします。

教育部長	(議案書朗読・基本方針・重点施策 教育部長、内容説明 各課長) 平成２５年度御殿場市教育施策の概要について説明申し上げます。この方針は御殿場市の第３次総合計画や静岡県教育振興計画に基づいて作られたものです。朗読をさせていただきます。 平成２５年度 御殿場市教育施策 基本方針 御殿場市は、第三次総合計画で将来都市像を「緑きらきら、人いきいき、御殿場」とし、人と環境が共生する街づくりを市政のテーマにして、市民一人一人が感性を高め、〈自分で学び、みんなで学び、みんなから学ぶ〉をスローガンに、充実した生涯学習社会の構築を目指していきます。 そこには、静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプランに基づくとともに、「個人として自立し、他者のため、社会のために行動できる」人づくりが根底にあります。 生涯学習社会にあって、縦の接続と横の連携を組織化し、学校・家庭・地域社会がそれぞれの機能と役割を効果的に発揮できるような教育施策を推進します。また、めまぐるしく変化する現代社会では、知識や能力を主体的に獲得し、活用できる人づくりが重要になります。すべての市民が、「自らの資質・能力を伸ばし、個人として自立した人」「多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にする人」「社会の一員として、よりよい社会づくりに参画し、行動する人」といった、「有徳の人」づくりを基本目標にします。 さらに、将来の御殿場市を支える人材を育成するために、学校教育においては、「豊かな感性 確かな知性 健やかな心身の育成」に努めるとともに、現代の重要課題としての、環境、防災・安全、国際理解、情報、キャリア、人権、健康等に関する教育を推進します。そのためには、「魅力ある学びづくり」「学びの見通しを活かした幼・小・中連携・一貫教育」「子どものニーズに応じた特別支援教育の充実」「人間性・社会性を育てる心の教育の推進」を重点目標として教育活動を展開し、子ども、保護者、地域から信頼される開かれた学校づくりを進めます。 御殿場市の教育の伝統を尊重しつつ、市民一人ひとりが持ち味を十分に発揮する中で年代に相応した自己教育力の高揚と、自己実現が果たせるように、下記の重点施策を推進していきます。また、「さわやかなあいさつ運動」は引き続き日常生活の中で重点的に展開します。 重点施策
-------------	---

	1 心の教育を基本に、「学ぶ意欲」を基盤に据えた確かな学力の定着を図り、「こころざし」を育む魅力ある教育を推進する。特に人間性と社会性の育成に力点を置いて進める。 2 生涯学習環境の充実と豊かな人づくり、地域づくりを進めるとともに、心豊かな青少年の育成を図る。 3 国・県・市指定文化財などの保護と活用を促進するとともに、富士山世界文化遺産への登録に向けた活動の推進と支援を図る。 4 あらゆる種類の知識や情報を利用者が入手できるように「図書館の自由に関する宣言」と「ユネスコ公共図書館宣言1994」を尊重して読書の普及や自発的な学習活動の支援をする。 5 健康教育にふさわしい楽しい食習慣の育成と推進を図る。 6 多様化する教育環境に対応した施設・設備の総合的な整備推進と活用を図る。
学校教育課長	重点施策、主要施策、事業内容の説明 第1の「心の教育を基本に、「こころざし」を育む魅力ある教育の推進」の説明。この中で①魅力ある学びづくりの推進、②幼・小・中連携・一貫教育の推進、③特別支援教育の充実外説明。
社会教育課長	重点施策、主要施策、事業内容の説明 第2の「生涯学習環境の充実と豊かな人づくり、地域づくりの推進」の説明。この中で①生涯学習の推進、②家庭教育力の向上、③人づくり・地域づくり活動の充実、④青少年の育成外説明。 第3の「文化財の保護と活用」の説明。この中で、①文化財の保護・継承・保存とその活用、②富士山文化遺産への登録外説明 第4の「読書の普及や自発的な学習活動の支援」の説明。この中で①読書の推進、②自発的な学習活動の支援、③調査研究事業外説明。
学校給食課長	重点施策、主要施策、事業内容の説明 第5の「健康教育にふさわしい楽しい食習慣の育成と推進」の説明。①望ましい日常の食生活習慣の育成、②学校給食設備の充実と合理的な運営、③衛生思想の普及と作業安全の確立、④ごみ減量化対策外説明。
教育総務課長	重点施策、主要施策、事業内容の説明 第6の「多様化する教育環境に対応した施設・設備の総合的な整備と活用」の説明。①施設・設備の整備、②教育機器の充実外説明。
教育委員長	ただ今 御協議第10号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育委員	基本方針の中で、環境、防災・安全、国際理解等ありますが、防災教育はどの辺に入りますか。県から頂いた資料の中に学校の防災で無線を入れるとなっていました。御殿場市ではどのような活動をしていくのかお聞きしたいと思います。
学校教育課長	防災については子ども達の安全を守る視点から進めていきたいと思っています。そのために施設的な整備、子ども達の防災教育、地域との連携等から防災計画と連携して進めています。
教育委員	一昨年防災無線が入ったと聞いている。拠点のところに入っているのか。各学校にも設置されているのか。
学校教育課長	各学校にも設置されています。
教育部長	市としては防災対策の充実ということで防災無線を設置するという方針になっています。
教育委員	区の事務所にも防災無線が設置されています。
教育委員	学校での防災訓練はどうなっていますか。
学校教育課長	学校毎に防災計画をきちんと立て、年数回行っています。その中で火事や地震等を想定して引き渡し訓練等を実施しています。
教育委員長	ある方から聞かれたのですが、幼稚園に子供がいて小学校と中学校どちらを先に引き取りにいったらよいのか迷ったと言っていました。
学校教育課長	どこに学校があるかにもよりますが、一般には大きな子どもから連れていくことが原則となっています。中学校が先に、小学校が次になります。これは、小さい子を連れて回るのは大変だからです。
教育委員長	第1④の心の教育の推進ですが、「モラル」という言葉を入れることはできませんか。現在、道徳教育が必要とされています。「モラル」という言葉を子ども達に植え付けさせたいと考えています。一過性のものではなく人生で大切なものと考えています。昨年度の主要施策には「モラル」という言葉が入っていました。昨年の「社会性とモラルを育む教育活動の充実」という文言は素晴らしい。素晴らしい。
学校教育課長	今年度は、事業内容を具体的にしました。そういうわけで昨年の文言は具体性がなかったので外しました。「モラル」を育むための事業内容を具体的にしました。
教育委員長	「モラル」という言葉を入れることを検討してください。
学校教育課長	事業内容の心の教育の一つの柱として取り入れることができます。
教育委員長	放課後子ども教室の原小のメインは何ですか。

社会教育課長	これから講師と相談するところです。基本的には、工作、造形を基本にしながら考えていきたいと思います。
教育委員長	富士岡小学校が工作、造形でしたよね。
教育委員長	各学校の評価、目標が学校によってばらつきがあります。学校においては、4月に公開しているところもあるが、御殿場市は遅い。早く検討してHPに掲載してほしい。この教育施策も3月に出してほしい。
教育部長	検討します。
教育委員長	学校のパソコンのOSはXPと聞いている。XPは来年サポートが切れると聞いている。対応はどうなっているのか。
教育総務課長	今後順次更新を行っていきます。今年に印野小学校、中学校の6校のパソコンの更新を予定しています。
教育委員長	他の学校はどうなるのか？
教育総務課副参事	来年の4月にXPのサポートが終了すると聞いている。現在学校のパソコンの保守業者と対応について協議しているところです。
教育委員	家庭教育学級に各学校でお母さん方が入っている。他の学校でどのくらいの割合が入っているのか
社会教育課長	学校の規模により、変わってきます。受入のキャパがあり、どの施設で行うかが問題となっています。
教育委員長	南小学校ではある特定の学年のみが実施しています。
教育委員	科学の祭典については、楽しみにしているので充実したものを実施してほしい。手間暇をかけて、労を惜しまず実施してほしい。
社会教育課長	各法人にも寄附をお願いしています。学校の理科の先生、小山町も含めて充実したものを実施したい。
教育委員	御高のロボットアームはどうか。そういったものを探して充実したものにしてほしい。 夢創造事業は、1校17万円では少ない。次年度は予算を増やしてほしい。 文化財、埋蔵文化財、民俗資料館等ずっと言ってきたが、なかなか進展しない。早く進めると同時に保管をしっかりとしてほしい。市民から寄贈されたものが古くなって痛んできている。後世に伝えるよう大事にしていなくて裁判沙汰になったこともあった。
教育部長	市の事業として子育て支援を行っている。25、26年度は厳しい財政状況であります。しかし、資料館等は検討している。また、夢創造事業等についても子育て支援になっていますので、今後も頑張っていきますのでご理解いただきたいと思います。

教育委員長	家庭教育力の向上の、「楽しい子育て教室」と「子育て学習講座」の違いはなんですか。
社会教育課長	子育て教室は家庭教育力の向上に役立つということです。情報交換をすることができる場と考えています。
教育委員長	家庭教育力の向上は子育てに結び付くのでしょうか。
社会教育課長	家庭教育力を上げるということは子育てに結び付くと考えています。子どもを育てるということは、大家族であればおばあちゃん等の役割が大きいわけですが、核家族が進行している中で親同士の意見交換といったものが、教育力を高めるということです。
教育委員長	他市は9年を考えている。本市は12年を考えて教育を行っている。子育て教室は大事なポジション。単にお母さんが集まって情報交換だけでなく、教育長や新しく就任した幼稚園指導員を講師としてお招きして子ども達について話をしてもらおうとか、など新しい行事を検討してほしい。今までと同じではだめだと思います。
社会教育課長	今後検討します。子どもを育てるには親を育てることが趣旨であります。
教育委員長	他に質疑もないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第10号「平成25年度教育施策について」は、原案を一部修正し承認することに決しました。
教育委員長	次に御教議第11号「御殿場市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

教育総務課長	御教議第 1 1 号、御教議第 1 2 号及び御教議第 1 3 号の 3 件につきましては、改正の趣旨が共通ですので、始めに趣旨を説明させていただきます。 教育委員会の職員の職名や職務は、従来は、主に職員の異動等により職名を追加する必要がある際に改正しておりましたが、今回は総務課の指示により、教育委員会に実際に配属されている職員の職名に合わせて職名及び職務等を定め直すものです。 総務課では、教育委員会規則と同様に職名や職務を独自に定めている議会事務局、監査委員事務局及び会計課の規則についても、同様の改正を依頼しているとのことで、今後は毎年人事異動により職名に増減があった場合は、これらの規則の改正が必要になります。 それでは、御教議第 1 1 号について説明いたします。初めに議案書 5 ページをお願いします。 (議案書朗読) 説明は、新旧対照表で行います。資料の 1 ページ、2 ページをお開きください。 第 5 条 4 項の改正は、現在参事及び課長補佐職の職員がいらないため規定から削除し、合わせて、この後説明いたします御教議第 1 2 号の御殿場市職員職名規則の改正に伴い、学校教育課に配属されている指導主事の職名を指導主事に統一するため指導主事を新たに加えたものです。 次の第 8 条及び第 1 0 条は、従来 of 参事及び課長補佐の職務の規定を改正し、指導主事参事級及び課長補佐級の職務を新たに定めたものです。 第 1 1 条の改正は、副参事等の職務に 4 月から新たに職名に加えた副参事級の図書館の館長補佐を加えるものです。 第 1 5 条の改正は、現在スタッフの統括は、副参事と主幹しかいないため、参事及び課長補佐を規定から削除するものです。 附則ですが、この規則の施行日を公布の日からとするものです。
教育委員長	ただ今、御教議第 1 1 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
教育委員	第 1 0 条第 1 項の「参事」は不要ではないか。
教育総務課長	「参事」を「指導主事 (参事級)」に変更して修正させていただきます。
教育委員長	他に質疑もないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第 1 1 号「御殿場市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」は原案を一部修正して承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第 1 2 号「御殿場市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。
教育総務課長	御教議第 1 2 号について説明いたします。議案書 7 ページをお願いします。 (議案書朗読) 説明は、新旧対照表で行います。資料の 6 ページ、7 ページをお開きください。 職員の職名を定めた第 4 条の表ですが、実際の職員の配置に合わせて職名を改正し、下線が新たに加えた職名、二重下線が削除した職名です。 職員の欄では、参事、課長補佐、所長補佐及び栄養士の職名を削除し、新たに館長補佐を追加いたしました。 また、指導主事・社会教育主事の欄では、指導主事の職名を指導主事に統一し、社会教育主事については、現在の職員の職名に基づき副主幹といたしました。 教員の欄では、主幹がないため削除いたしました。 附則ですが、この規則の施行日を公布の日からとするものです。
教育委員長	ただ今、御教議第 1 2 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
(質疑なし)	
教育委員長	他に質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
	ご異議がないようですので、御教議第 1 2 号「御殿場市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則の制定について」を原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第 1 3 号「御殿場市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。
学校給食課長	御教議第 1 3 号について説明いたします。議案書 9 ページをお願いします。 (議案書朗読) 説明は新旧対照表で行います。資料の 9 ページ、1 0 ページを

	ご覧ください。職員の職名を定めた第 7 条中の「参事、課長補佐」を実際の職員の配置に合わせて削除しました。二重下線が削除した職名です。次に第 8 条中の、ただいま削除した職名に関わる第 2 項から第 7 項までを削除し、同条第 7 項中の「この規定に定めるもののほか」を「前項に規定する職員以外の」に改め、同条第 2 項としました。附則として施行日を「この規則は、公布の日から施行する」とするものです。よろしくお願いします。
教育委員長	ただ今、御教議第 13 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
(質疑なし)	
教育委員長	他に質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第 13 号「御殿場市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第 14 号「御殿場市立学校出勤簿整理要領の一部を改正する要領の制定について」を議題といたします。

学校教育課長	ただいま議題となりました、御教議第 14 号につきまして内容をご説明申し上げます。 お手元の議案書 11 ページをお開き願います。 最初に議案の朗読をいたします。 (議案朗読) この度の改正につきましては、臨時的任用教職員及び派遣職員の取り扱いに関する県の要綱が改正され、新たに無給休暇が新設されたことに加え、育児休業等について部分休業が可能になるなど、休暇に関する内容に変更があったことから、御殿場市立学校出勤簿整理要領の別表について所要の改正を行うものであります。 新旧対照表により説明申しあげますので、御教議第 14 号資料 12 ページ 13 ページをご覧ください。 表示の欄で臨時的任用教職員及び派遣職員にも準用する休暇について、アスタリスクや三角の印をつけ加えるとともにその他、所要の文言改正を行いました。14 ページ 15 ページをについても同様の文言改正を行いました。 続いて 16 ページ 17 ページをご覧ください。 こちらについては、県の要綱改正に併せ、新たに臨時的任用教職員及び派遣職員の休暇表示の一覧表を設けました。新設された無給休暇を反映させた内容となっております。 なお、附則といたしては、公表の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用するものです。 以上で内容説明を終わりといたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。
教育委員長	ただ今、御教議第 14 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
教育委員	17 ページの県費負担職員は産休が 8 週間となっているが、派遣職員は 6 週間となっているのは何故か。差別化にならないか。
学校教育課長	県からの要綱に合わせてあります。
教育委員長	他に質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第 14 号「御殿場市立学校出勤簿整理要領の一部を改正する要領の制定について」を原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第 15 号「御殿場市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。
社会教育課長	ただいま議題となりました、御教議第 15 号につきまして内容

	をご説明申し上げます。 （議案書朗読） 社会教育委員は社会教育法に基づき任命しております。任期は2年です。平成25年3月31日で切れたため新たに委嘱するものでございます。地区推薦は、団体の推薦でございます。備考欄の「再」は「再任」、「新」は「新任」でございます。なお、定数は15名でございますが今回は、委員は14名を任命するものです。8から14の委員が実際には地区から推薦を受けている方で御殿場地区の方が2名でございます。更に地域づくり推進委員からも推薦をいただいている方がいらっしゃいまして地区推薦の方が8名となっている関係上本年より地区推薦の枠を7名とさせていただきます。それにより、定数15名の中で14名となるものでございます。男女比率は男性6人、女性8人で構成は学校教育関係2人、社会教育関係5人、学識経験が6名でございます。構成としては以上でございます。内容説明を終わりといたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。
教育委員長	ただ今、御教議第15号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
教育委員	欄外を足すと学校教育2人、社会教育5人、学識経験6名を足すと13名になるが。
社会教育課長	資料の誤りでございます。学識経験8名でございます。修正させていただきます。
教育委員長	他に質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
（異議なし）	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第15号「御殿場市社会教育委員の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第15号「平成25年度就学援助について」を議題とします。 本案については、秘密会といたしますので、関係者以外は退席願います。
（関係者以外退席）	
（秘密会）	
学校教育課長	ただいま議題となりました、御教議第16号につきまして、内容説明をいたします。 お手元の平成25年4月定例会議案書、19ページをお開き願います。

	最初に議案の朗読をいたします。 (議案朗読) 今回、認定のご審議をお願いいたしますのは、平成２５年度就学援助の申し出がありました２１人で、このうち、小学校新１年生で兄・姉が認定済みになっているもの１３人と、新規が８人であります。 具体的な内容につきましては、後ほど担当者から説明させますが、認定理由は、準要保護で児童扶養手当を受給している世帯の者１１人、保護者の職業が不安定な世帯の者７人、保護者の生活状態が悪い世帯の者３人となっております。 提案にあたりましては、学校教育法、就学援助法、御殿場市認定要領、その他関係法令に基づいておりますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。
学校教育課副参事	それでは、内容について、私の方からご説明申し上げます。 最初に、お手元に配布いたしました資料について、簡単に説明させていただきます。 １ページと２ページは、この４月から小学校新１年生になられた児童で、兄・姉が３月の教育委員会において、既に認定されている児童・生徒の調書でございます。 ３ページから１５ページまでは、保護者より学校に提出されました就学援助費申出書の写しで、両面印刷となっております。 １７ページから１８ページまでは、今回、学校から新たに提出されました新規申請分の調書、１９ページから４６ページまでが、申出書と所得関係等資料でいずれも両面印刷、４７ページに、新規申請分の生活保護費計算書を添付してございます。 よろしいでしょうか。 「よろしい」との声あり。 それでは、まず、１ページと２ページの小学校新１年生で、兄・姉が認定済になっている児童の調書を、ご用意願います。 全部で１３人おりますが、説明につきましては、兄・姉が３月に認定済でありますので、名前の関係のみとさせていただきます。 また、添付資料も、先ほどご説明いたしましたとおり、申出書のみとさせていただきますので、ご了承願います。 説明項目は、 １ No. ２ 学校名・学年・氏名 ３ 保護者名 ４ 兄・姉の認定状況

	となります。 それでは、No.1 から、順次、ご説明申し上げます。 (内容説明)
教育委員長	ただ今、御協議第16号について内容説明がなされましたが、 本案について質疑を求めます。
	(質 疑)
教育委員長	質疑もないようですので、本案について原案どおり承認すること にご異議ございませんか。
	(異議なし)
教育委員長	ご異議がないようですので、御協議第16号「平成25年度就 学援助について」は原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	それでは、秘密会を解き会議を続行いたします。
	(秘密会を解く)
教育委員長	他に何かございますか。
教育委員長	他にないようですので、以上をもちまして御殿場市教育委員会 4月定例会を閉会といたします。 <u>午後3時15分閉会</u>
会議録署名人	上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。 _____ 2 番 委 員 _____ 4 番 委 員